



平成 27 年 12 月 1 日

各 位

本社所在地 東京都千代田区九段北 4-2-6  
会社名 レカム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 伊藤 秀博  
(コード番号: 3323 東証 JASDAQ S)  
問合せ先 執行役員 CFO 兼 経営管理本部長  
砥 綿 正 博  
(TEL: 03-5357-1411)  
(URL: <http://www.recomm.co.jp>)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 1 日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 18 日開催予定の当社第 22 期定時株主総会に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、取締役会において議決権を行使できる監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）を選任し、中長期的な企業価値向上を図るため、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により創設された監査等委員会設置会社へ移行することといたしましたので、これに伴い、所要の変更を行うものであります。

また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

さらに、これらの変更に伴い、条数の変更も行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 12 月 18 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 12 月 18 日

以上

(別紙)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. 会計監査人</li></ol> <p>第5条～第18条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は11名以内とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 &lt;条文省略&gt;</li><li>3 &lt;条文省略&gt;</li></ol> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></li></ol> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を<u>定める</u>ことができる。</li></ol> <p>第23条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</li></ol>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u></li><li>&lt;削除&gt;</li><li>3. 会計監査人</li></ol> <p>第5条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は11名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></li></ol> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 &lt;現行どおり&gt;</li><li>3 &lt;現行どおり&gt;</li></ol> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></li><li>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></li></ol> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員以外の取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員以外の取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定する</u>ことができる。</li></ol> <p>第23条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</li></ol>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法等)  第25条 &lt;条文省略&gt;  2 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該決議事項に異議をのべたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等)  第25条 &lt;現行どおり&gt;  2 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>(取締役会の議事録)  第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)  第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)  第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名捺印又は電子署名を行う。</p>
<p>第27条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第28条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(取締役の報酬等)  第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)  第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第30条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(監査役員の員数)  第29条 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(監査役員の選任方法)  第30条 当社の監査役は、株主総会において選任する。  2 <u>監査役員の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(監査役員の任期)  第31条 監査役員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 <u>任期満了前に退任した監査役員の補欠として選任された監査役員の任期は、退任した監査役員の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(常勤の監査役)  第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員)  第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)  <u>第33条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第32条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)  <u>第34条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)  <u>第33条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、出席した<u>監査等委員</u>の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)  <u>第35条</u> 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した<u>監査役</u>は、これに記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)  <u>第34条</u> 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した<u>監査等委員</u>は、これに記名捺印又は電子署名を行う。</p>
<p>(監査役会規程)  <u>第36条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規程)  <u>第35条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(監査役の報酬等)  <u>第37条</u> <u>監査役の報酬等</u>は、<u>株主総会</u>の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第38条</u>～<u>第39条</u> &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第36条</u>～<u>第37条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p>
<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第40条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第38条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p><u>第41条</u>～<u>第45条</u> &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p><u>第39条</u>～<u>第43条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p>

以 上